

高知工業高等専門学校学生表彰規則

制 定 昭和57年12月22日

第1条 高知工業高等専門学校学則第38条に規定する学生に対する表彰は、この規則の定めるところによる。

第2条 表彰は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 功労賞 課外活動並びに学業において顕著な功績をあげ、人物に優れ、他の学生の模範となった者
- (2) 褒賞 イ 学業成績において特に優秀で、人物に優れた者
ロ 課外活動において功績顕著で人物に優れた者
ハ 課外活動並びに学業において優秀な成績をあげ、人物に優れ者
- (3) 皆勤賞 欠席皆無であった者

2 その他学生の模範として、表彰に値する行為等のあった場合に表彰する。

第3条 前条の表彰の選考基準は、別に定める。

第4条 第2条の表彰は、当該学生の卒業時に行うものとする。ただし、必要あるときは随時に行うことができる。

第5条 表彰に該当すると認められる学生について、職員は、学生主事を経て校長に推薦するものとする。

第6条 校長は、前条の推薦について学生生活委員会に諮問し、同委員会の審議経過及び結果に基づき、被表彰者を決定するものとする。

第7条 表彰は、表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状にあわせ記念品を授与することがある。

附 則

この規則は、昭和57年12月22日から施行する。

附 則

この規則は、昭和62年1月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年3月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年12月20日から施行する。